

令和元年 7月 12日

東員町議会 議会運営常任委員会

委員長 川瀬 孝代 様

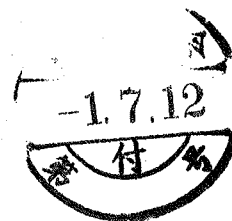
東員町議会 議会運営委員会

委員 水谷 喜和

研 修 報 告 書

研修期間	令和元年 7月 8日 (月) ～ 7月 9日 (火) 【 2日間】
研修 (視察) 先	長野県飯綱町議会 長野県大町市議会
目的 (テーマ等)	政策サポーター制度について (飯綱町) 議会における事務事業評価について (大町市)
資料添付の有無	有 ・ 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。



飯綱町議会

飯綱町 清水 満 議長 大川 憲明 副議長 瀧野 良枝 議員

議会力を向上させ 町長と切磋琢磨する議会へ

議会改革で明らかになったこと

住民に信頼される新しい地方議会創りがめざしたこと

- ① 追認機関から脱し、議会の権限と役割、責任を果たすこと
- ② 「チーム議会」として政策力を向上させ、住民福祉の向上へ町長と善政競争を進めること。
- ③ 議会への住民参加を広げ、住民の自治意識を高め、議会を「見える化」する事。

議会改革への動機、取り組みの経過

- ① 合併直後の第三セクター「飯綱リゾート開発（株）」が経営破綻。約 8 億円の損失。住民からの厳しい批判、議会のチェック機能は果たされていたのか。議会責任と説明責任が問われた。このことを機に、議会改革と捉えた。

平成 20 年から、半年間で 30 数回の学習会と自由討議を重ね、目指す議会と 8 項目の改革課題を整理する。

- ① 一般質問に一問一答方式を導入、町長には反問権を認める。
- ② 町民に対して議会責任と説明責任を果たす。
- ③ 議会への住民参加を広げる。
- ④ 議会の情報公開をさらに進める。
- ⑤ 議員の資質向上に努め議員同士の自由討議を活発に行う。
- ⑥ 議員の政策立案能力を高め、政策提言、条例制定などに取り組む。
- ⑦ 行政への批判と監視機能を一層強化する。
- ⑧ 政務調査を条例化し、政策研究、町民への広報活動等に活用する。

4 年余の議会改革の実践の成果を踏まえ、平成 24 年 9 月定例会で「議会基本条例」を制定し、さらに新しい地方議会創りを目指す。

条例の主な特徴的条文

- ・「町民と議会との懇談会」等町民参加の推進（第 6 条）
- ・政策サポーター制度（第 7 条）
- ・災害等への対応（第 9 条）
- ・議会白書、議会の自己評価（第 16 条）
- ・議長、副議長志願者の所信表明（第 18 条）

取組の特徴と成果、議会と議員の変化

- ・二代表性を形式的なものから実体あるものにして機能させる
一般質問で、町長が検討を約束した課題については、半年ごとに検討結果を書面にて議会へ報告を求める。（定着）
- ・全員協議会で議案の論点・争点を整理。本会議での賛否は本人判断。
- ・議員の力量向上と議案の否決、修正、不承認も。一方で、町長に解決策の提言書

を提出

- ・町議会は、否決、修正、不承認とするにとどまらず、行政執行をめぐる諸問題に、町長に積極的に提言。

「チーム議会」の政策提言活動を重視し、「政策サポート制度」を新設

- ・飯綱町における政策サポーター制度の新設とその実態

開かれた議会とするためにも議会活動への町民参加を広げる。

定数が減る中で、町民の知恵も借りて政策づくりを協働ですすめる。

テーマ設定から政策提言書の完成まで

- ① テーマ決定は議会が行う。8 常任委員会や議会全員協議会で議論
- ② テーマの概略を議会報に発表し、政策サポーターを公募する。この間、応募者が少ないので、議会として、年齢・地域・男女等を考慮して、議員が手分けして町民に要請する。
- ③ 政策サポーターが決定したら、一人ひとりに議長から委嘱状を渡し、政策づくりの議論を開始。1 テーマにつき 7 ～ 8 回の議論を重ね、提言書にまとめる。座長は常任委員長。

政策サポーター延べ 58 名。1 回 3000 円支給。第 4 次から 4000 円

開かれた議会、議会への住民参加を広げ「議会の見える化」

模擬議会・休日・夜間議会を開催

町民と議会との懇談会

「議会だより」モニターは延べ 177 名

第 6 次モニター選考基準 3 名以上/1 議員 空白地域・女性、若者を重視

平成 28 年度から「議員白書」を新たに発行、情報発信と住民の検証を求める。

議会事務局は議会改革と議員活動支援に転換

議員報酬・定数問題に取り組み議会として結論

「議員定数・報酬等調査研究特別委員会」を設置

定数は 15 名の現状を維持。報酬は増額。

平成 29 年度の町議選で、サポーター、モニター経験者 5 人が当選

「議員のなり手不足」の町村議会が広がりつつ中、視察の飯綱議会も議員のなり手が少ないと聞く。当然ながら、議員数は確保出来たとしても資質ある有能な議員は期待できるはずもない。報酬が少額であることも一因と考えられるが、地域集落にはひと昔前のムラ議会の「地域ボスの馴れ合い議会」に対する拒絶反応・トラウマも深く関与してのではないか。

そんな議会で、議会改革「開かれた議会」目指し、起死回生の議会改革を継続する姿勢には学ぶこと多く感じるが。サポート制度を我が町の議会への導入には賛同できない。町民の知恵を借りることは異論がないが、制度まで設ける必要はない。真に議会改革を目指すなら、議員自らが日々の活動として、地域の活動団体・専門分野、まちの名人まで出向き意見・知恵を借りるべきと考える

大町市議会

中牧 盛登 議長 渡邊 哲也 事務局係長

議会における事務事業評価について

導入までの経過

平成 22 年大町市議会で基本条例が制定され、「議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする」と規定。

平成 25 年度から、行政において実施。平成 26 年から議会において、事務事業評価について本格的に実施。

意義・目的・効果

議会における事務事業評価の結果を公表することで、議会から市民に対する情報発信機能が高まる。

次年度の予算編成や行財政運営に反映させることで、PDCA サイクルを効果的に機能させる。結果として、様々な行政運営の質を高め、市民サービスの向上が図れる。議員は、市の事務事業等に対する認識が深まるとともに、議員個々の資質や議会力の向上に大きく寄与する。

評価方法

決算審査特別委員会が主体で、分科会単位で評価、最終的に決算審査特別委員会全体会で評価を決定する。

評価対象

原則として、市の事務事業を評価対象。

実施時期

6 月定例会において、決算審査特別委員会を設置し、行政側とも調整しながら順次進め、9 月定例会最終日までに評価結果をまとめる。

評価手順

市の事務事業一覧資料により、当該分科会に関する事務事業を選定する。選定数量は、原則 5 事業。

選定した事務事業については、各委員が評価シートに基づき評価し、分科会内の協議を経て、分科会として評価案をまとめる。

評価結果

- ・議長から市長へ提言
- ・ホームページ等での公表
- ・3 月定例会予算審査で提言内容等の確認

課題・見直し

議会での事務事業評価も始めて数年程度であり、評価方法や手順について、評価実施後。課題を検証し、議会における監視の充実及び強化を翌年の事務事業評価へ反映させることが必要。

分科会毎に表記方法の相違あり、行政側からの回答を明確化するために、今年度から箇条書き方式に統一する。

基本条例制定で、「議会は、首長と常に緊張ある関係を保持し、首長等の事務執行の監視及び評価を行うもの」と多くの議会で規定されている。当大町市議会では、事務事業評価を条例制定してその後、本格導入した。議会の当事業への取り組みは、評価するし、評価に値する。このことに限らず、首長等の事務の執行の監視及び評価及び効果的な決算審査を行うこと当然である。条例や新制度の導入をしなくても、各常任委員会、全議員委員会での調査・審議を活動強化することが先決と考える。